

西宮市施設等利用費代替補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、連携公立幼稚園に在籍する子どもについて支給する施設等利用費に代わる補助金の交付の申請、決定その他補助金に係る予算の執行に関し必要な事項を規定する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の例による。

- (1) 預かり保育事業 法第7条第10項第5号に掲げる事業
- (2) 連携公立幼稚園 預かり保育事業を実施する西宮市立幼稚園

(補助金の交付対象者)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、当該子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用について施設等利用費の支給に代えて、補助金を交付することができる。

- (1) 連携公立幼稚園に在籍していること。ただし、令和6年4月1日以降に入園する者を除く。
- (2) 連携公立幼稚園において行われる預かり保育事業の利用対象外であること。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、施設等利用給付認定子どもが在籍する認定子ども園、幼稚園又は特別支援学校及び当該施設において行われる預かり保育事業において提供される教育・保育の量が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項第3号の内閣府令で定める量を下回る場合に保護者が支給を受ける施設等利用費の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書に、子ども・子育て支援法施行

規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の19第2項に規定する書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者にその決定を通知するとともに、当該決定に係る交付額を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付をしないことを決定したときは、その旨を当該申請者に通知する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、前条第2項による交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

（補則）

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、施設等利用費の支給の例によるほか、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年2月1日から実施し、施設等利用給付認定子どもが令和4年4月1日以降に受けた特定子ども・子育て支援について適用する。

2 第3条第2号の規定は、令和5年度入園者から適用する。